

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和2年7月

(LIBOR 関連抜粋版)

[主要行、信託協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本証券業協会]

LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は2021年末というLIBOR移行期限に変更はないことを表明しており、FSBにおいても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7月16日に「LIBOR公表停止に備えた本邦での移行計画」(以下、「本邦移行計画」)が取りまとめられたが、各金融機関においては、本邦移行計画で示されたスケジュールに則った対応を進めるよう努めていただきたい。また、6月1日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した「LIBOR公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知」(いわゆるDear CEOレター)に記載した内容も参考にしつつ、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応をより一層進めていただくことが必要である。
- 各金融機関が個別に策定しているLIBORからの移行計画についても、これらを踏まえ、フィージブルな計画となっているか、対応を追加すべき点はないかといった観点から、必要に応じてアップデートを行っていただきたい。
- 当庁としても、それぞれの移行計画に沿って適切に取組みが進められているか、モニタリングを通じて確認していく。特に、本年下半期には、ISDAのフォールバックの検討が最終化し、プロトコルを批准した当事者間でISDAデリバティブについてフォールバックの手当てが可能となるほか、検討委員会においてスプレッド調整手法の具体化が図られることで、顧客との協議がより円滑に進められるようになるなど、各金融機関において代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取

組みを大きく進捗させることが出来ると期待している。

- こうした取組みの進捗については、年明けにも本年12月末時点のLIBOR利用状況調査を実施させていただく予定である。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置いている。2021年末まで残された時間的猶予は少なく、万が一にも顧客に対する混乱を生じさせることのないよう、経営陣の責任においてしっかりと対応願いたい。

[投資信託協会]

LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は2021年末というLIBOR移行期限に変更はないことを表明しており、FSBにおいても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7月16日、「LIBOR公表停止に備えた本邦での移行計画」が取りまとめられたが、LIBOR公表停止は運用業界にとっても影響のある事項であるため、各社においては、同計画も確認いただきながら、対応を進めるよう努めていただきたい。